



障第09030004号  
平成27年9月3日

各指定障害福祉サービス事業者等代表者 様

和歌山県福祉保健部  
福祉保健政策局障害福祉課長  
(公印省略)

指定障害福祉サービス事業者等の法人情報に係る変更届出書の提出について

平素は、本県障害福祉サービスの向上に御尽力いただきありがとうございます。

標記の件について、法人情報に変更があった場合、変更届出書を指定障害福祉サービス事業所単位で提出いただいているところですが、今後は、法人単位による一括提出を可能といたします。

つきましては、貴法人所管事業所等関係者へ周知いただくとともに、変更届出書の提出につき遺漏なきようよろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1 法人情報

- (1) 主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
- (2) 代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所
- (3) 定款・寄付行為及びその登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る）
- (4) 役員の氏名、生年月日及び住所

#### 2 適用日

平成27年10月1日

※平成27年10月1日以降の日付で県へ提出する届出書に適用

#### 3 提出先

法人所在地を所管する振興局

※法人所在地が和歌山市及び県外の場合は県庁障害福祉課

#### 4 提出部数

2部（県庁提出の場合は1部で可）

#### 5 留意事項

- (1) 変更届出書提出の場合、新たに事業所一覧の添付が必要です。【裏面参照】
- (2) 和歌山市内に事業所がある場合、別途和歌山市への届出が必要です。
- (3) 児童福祉法上のサービスを行っている場合、別途届出が必要です。

和歌山県福祉保健部福祉  
保健政策局 障害福祉課  
在宅福祉班 (TEL:073-441-2533)  
施設福祉班 (TEL:073-441-2537)